

令和4年度 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業のご案内

R4.4.1

商店街への若者や女性による新規出店を応援し活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の新規開業を支援します。

出店を考えている商店街がある市町で補助や助成を受けられるものを対象とします。

*市町で補助や助成が受けられないものは対象外になります。

事業名	商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象者	やる気ある若者・女性 (ただし、出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること)
補助期間	補助金の交付決定日～令和5年3月末
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費
補助率	対象経費の1/6 (ただし、別途、市町から1/6以上の補助が必要)
限度額	最大 75万円 (ただし、市町の補助額を上限とする)
件数	年間 15件程度 (予算の状況による)

問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL : (078)977-9116 FAX : (078)977-9119

(注) 補助金交付申請に当たっての注意事項を下記に記載していますので、参照ください。

補助金交付申請に当たっての注意事項

出店を希望する商店街がある市町から補助金等を受けることが条件になります。

1 空き店舗に関する主な条件は、次表のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 商店街の範囲内にあること (注)② 前の事業者が撤退した後、3ヶ月以上継続して営業活動が行われていないこと③ 賃貸借契約を急かされている店舗でないこと |
|---|

(注) 商店街については、役員や会費に関する会則があって、共同で販促活動等を行っていること等の条件があります。

2 新規出店に関する主な条件は、次表のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 小売業、飲食店、サービス業等であって、商店街や商業の活性化に寄与するものであること② フランチャイズ店の類に該当しないこと③ 事務所、倉庫、車庫、医療・介護福祉関係施設場所貸事業 (コワーキングスペース、レンタルボックス)、宿泊施設 (民泊、ゲストハウス) の類に該当しないこと④ 風俗営業、公序良俗に反する事業、青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しないこと |
|---|

(注) 原則として、信用保証協会の保証対象となる業種であって、不特定多数の消費者を対象に営業活動をするものが対象となります。

なお、訪問販売・ネット販売・移動販売などを主とする営業、スナック等のアルコール類の提供を主とする営業やカラオケ・ダンス・接客サービスなど遊興飲食させる営業などは対象外です。

3 開業希望者に関する主な条件は、次表のとおりです。

- ① 開業希望者（中小企業者・小規模企業者の場合は、開業する店舗の運営責任者）が若者（令和4年度申請者は令和4年4月1日現在50歳未満）または女性に該当していること
- ② 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有すること
- ③ 出店について、商店街の代表者の同意が得られること（同意書を提出する必要があります。）
- ④ 商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転に該当しないこと
- ⑤ 政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者に該当しないこと
- ⑥ 事前に事業計画書を提出し、商業アドバイザーの派遣を受けること（注）
- ⑦ 開業希望者は空き店舗所有者と密接な関係にないこと

(注) 開業希望者が補助金の交付申請をするに当たっては、事業計画、組織運営、店舗管理、などの課題について専門的見地から助言する商業アドバイザーの派遣を受けていただきます。

※派遣費用：1回当たり18,519円(税抜)の謝金に交通費を加算した額の1/3を自己負担

※派遣回数：1～2回（事業計画の熟度に応じて3回を上限に調整）

- 4 出店先の市町から開業に伴う補助金等を得られること。
(それ以外の補助制度と併用することはできません。)
- 5 開業後は速やかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること。(開業希望者が商店街活動に参加する旨の書類(誓約・同意書)を提出する必要があります。)
- 6 当初の事業計画書の提出から補助金交付決定まで、1～2ヶ月の期間を要しますので、ご注意ください。
特に、**補助金の交付決定までに、既に店舗賃貸借契約又は店舗改装工事請負契約が締結されている場合は、補助の対象となりません**ので、所有者や施工業者に当該契約の締結を待っていただく必要があります。
- 7 補助金の交付決定に当たっては、事業の実現性や継続性のほか、集客力の増加等の効果性などについて審査した上で決定しますので、必ずしも採択されるものではありません。
- 8 補助金は精算払となっており、事業完了後の支払(年度毎の精算払は5月頃)となりますので、補助金を受領するまでの間は、事業費全額の自己資金があらかじめ必要となります。
- 9 補助金を対象事業以外の用途に使用した場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、承認を得ずに補助事業を中止又は廃止した場合などは、交付決定を取消し既に補助金が交付されている場合は、加算金を付して返還を求めることがあります。